

固定資産税等に係る「わがまち特例」一覧（刈谷市）

●課税標準に特例割合を乗じるもの

地方税法		刈谷市税条例		内容	特例割合	期限
349条の3	27項	57条の3	1項	家庭的保育事業	1/2	—
349条の3	28項	57条の3	2項	居宅訪問型保育事業	1/2	—
349条の3	29項	57条の3	3項	事業所内保育事業	1/2	—
附則15条	2項1号	附則10条の2	1項	公共の危害防止施設等（水質汚濁防止施設）	1/2	R10.3.31
附則15条	2項5号	附則10条の2	2項	公共の危害防止施設等（下水道除害施設）	4/5	R10.3.31
附則15条	20項	附則10条の2	3項	津波対策に資する港湾施設等	1/2	R10.3.31
附則15条	21項1号	附則10条の2	4項	津波防災地域づくり法の指定避難施設（家屋）	2/3	R9.3.31
附則15条	21項2号	附則10条の2	5項	津波防災地域づくり法の協定避難施設（家屋）	1/2	R9.3.31
附則15条	21項3号	附則10条の2	6項	津波防災地域づくり法の協定避難施設 （建設予定又は建設中の家屋）	1/2	R9.3.31
附則15条	22項1号	附則10条の2	7項	津波防災地域づくり法の指定避難施設（償却資産）	2/3	R9.3.31
附則15条	22項2号	附則10条の2	8項	津波防災地域づくり法の協定避難施設（償却資産）	1/2	R9.3.31
附則15条	24項1号イ	附則10条の2	9項	太陽光発電設備	1/2	R11.3.31
附則15条	24項1号ロ	附則10条の2	10項	特定水力発電設備（5,000 kW未満）	1/2	R11.3.31
附則15条	24項1号ハ	附則10条の2	11項	特定地熱発電設備（1,000 kW以上）	1/2	R11.3.31
附則15条	24項1号ニ	附則10条の2	12項	バイオマス発電設備（10,000 kW未満）	1/2	R11.3.31
附則15条	24項2号	附則10条の2	13項	特定風力発電設備 （再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備）	3/5	R11.3.31
附則15条	24項3号イ	附則10条の2	14項	特定風力発電設備 （港湾法に基づく洋上風力発電設備、地球温暖化対策推進法又は農山漁村再生可能エネルギー法に基づく陸上風力発電設備）	2/3	R11.3.31
附則15条	24項3号ロ	附則10条の2	15項	特定地熱発電設備（1,000 kW未満）	2/3	R11.3.31
附則15条	24項4号	附則10条の2	16項	特定水力発電設備（5,000 kW以上）	3/4	R11.3.31
附則15条	27項	附則10条の2	17項	浸水防止用設備	2/3	R11.3.31
附則15条	31項	附則10条の2	18項	市民緑地	2/3	R9.3.31
附則15条	35項	附則10条の2	19項	浸水被害軽減地区	2/3	R11.3.31
附則15条	36項	附則10条の2	20項	一体型滞在快適性等向上事業	1/2	R10.3.31
附則15条	39項	附則10条の2	21項	雨水貯留浸透施設	1/3	R9.3.31
附則15条	40項	附則10条の2	22項	貯留機能保全区域	3/4	R10.3.31

●固定資産税額から減額するもの

地方税法		刈谷市税条例		内容	減額割合	期限
附則15条の8	2項	附則10条の2	23項	サービス付き高齢者向け住宅	2/3	R9.3.31
附則15条の9の3	1項	附則10条の2	24項	大規模の修繕等が行われたマンション	1/3	R9.3.31
附則15条の11	1項	附則10条の2	25項	利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物	1/3	R11.3.31

（令和8年7月3日現在）